

次のとおり、「新居浜市物品売買等指名停止措置要綱」に基づき、指名停止を行いました。

1 指名停止業者

新居浜市徳常町５番５８号

土岐自動車販売(株) 代表取締役 土岐 篤志

2 指名停止理由

土岐自動車販売(株)は、落札決定後に入札金額の記入誤りが発覚し、入札価格では採算が見込めないことが判明したため、契約締結を辞退した。落札決定後、契約締結を辞退したことは、別表第２の２１に規定する不正又は不誠実な行為に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため。

3 指名停止期間

令和７年１１月２８日から令和７年１２月２７日まで（１か月間）